

【相続セミナー】国際税務特集

国外転出時課税制度の基本

WEB セミナー

- ◆ 国外転出時課税制度の概要
- ◆制度の適用対象
- ◆ 計算のポイント
- ◆ 国外転出等後の日本の課税関係

国外転出時課税制度とは、1億円以上の有価証券等を所有している人が「海外に転居する場合」「海外に住む親族に有価証券等の贈与をする場合」、そして「亡くなった時に相続人が海外に住んでいる場合」に、譲渡所得税の確定申告等の手続きが必要となる制度です。本セミナーでは、制度の概要や注意すべきポイントについて詳しく解説します。一定の場合には、適切に手続きを行うことで負担を軽減できる措置もありますので、ご自身や親族の方が該当するかどうかの確認も含め、予め制度を理解しておきましょう。

視聴<u>可能期間</u>

2025年1月14日(火)11:30~1月20日(月)17:00

※講演時間は約30分となります

お申し込み期限

2025年1月9日(水)17:00

参 加 費

3.000円

講師

辻・本郷 税理士法人 代々木事務所相続センター/税理士



大学卒業後、事業会社での勤務経験を経て、2005年税理士登録。大手

税理士法人勤務を経て、2014年に辻・本郷税理士法人に入社。現在は

代々木事務所 相続センターに所属し、相続税申告を中心に資産税コンサ



辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー/税理士

平尾 嘉三 (ひらおょしぞう)



相続税を中心に個人税務に16年間携わる。富裕層のクロスボーダー案件を得意とする。専門領域は国際相続、国際税務(個人、法人、Inbound、Outbound)、富裕層の財産承継、英米のトラストとその他のエステートアレンジメントに対する税務分析、外国専門家との業務連携等。

ルティング業務に従事している。

https://form.k3r.jp/ht_tax/250114





詳細・お申し込み

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー 28階 https://www.ht-tax.or.jp 「辻・本郷」 検索